

○稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付要綱

平成27年3月27日

教育委員会告示第1号

改正 令和3年3月23日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車を利用して通学する稲敷市立小中学校の児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、稲敷市内に在住し、かつ児童生徒が在籍する学校の学校長が自転車通学を許可した者の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ヘルメットの購入に要した費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車通学用ヘルメット補助金交付申請書（様式第1号）のほか必要書類を添えて、教育委員会を經由し、市長に提出しなければならない。

2 前項で定める申請は、保護者の委任があれば児童生徒が在籍する学校の学校長が代理して当該学校分を一括して申請することができる。この場合にあつては、前項で定める申請書に稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付申請について（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金決定通知書（様式第3号）により申請者又は学校長に通知するものとする。

(交付取消し等)

第6条 補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、その者から返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第4号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

稲 敷 市 長 様

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

自転車通学用ヘルメット補助金交付申請書

稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 児童・生徒氏名
2. 学校名 稲敷市立 学校
3. 学年等 年 組
4. 補助事業の目的
自転車通学時の交通安全対策のためのヘルメット代補助
(学校までの通学距離 . km)
5. ヘルメット購入額 円
6. 振込先
金融機関名 銀行・農協・信用金庫 本店・支店
口座番号 普通・当座 No. _____
フリガナ _____
口座名義 _____

※ 振込先を確認できる「通帳又はキャッシュカード」の写しを必ず添付

委 任 状

私は、自転車通学用ヘルメット購入補助金について、稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付要綱に基づく交付申請にかかる一切の権限を
.....学校 学校長.....に委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

稲敷市長 様

学校名
学校長

印

稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付申請について

このことについて、次の表に掲げる者のヘルメット購入費を稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者氏名 (児童・生徒名)	住 所	学年・ 組	通学距離	購入金額	補助申請額
1	()		年 組	. km	円	円
2	()		年 組	. km	円	円
3	()		年 組	. km	円	円
4	()		年 組	. km	円	円
5	()		年 組	. km	円	円
6	()		年 組	. km	円	円
7	()		年 組	. km	円	円
8	()		年 組	. km	円	円
9	()		年 組	. km	円	円
10	()		年 組	. km	円	円
合 計				人	円	円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

稲 敷 市 長



稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった稲敷市立小中学校児童生徒用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 承認 ・ 却下
(却下の理由)

2. 交付額 円